

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人の医療法人社団A会（適用事業所名称は、医療法人A会B事業所）における資格喪失日は平成14年9月1日、資格取得日は同年10月1日、資格喪失日は16年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成14年4月から同年8月まで及び同年10月から15年8月までの期間は41万円、同年9月から16年3月までの期間は62万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成14年9月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、医療法人社団A会における申立人の被保険者記録のうち、前述の資格喪失日（平成14年9月1日）及び資格取得日（平成14年10月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年8月1日から54年1月1日まで  
② 平成14年4月1日から16年4月1日まで

申立期間①について、株式会社Cには、ハローワークの紹介で入社し、各種保険に加入できると思っていたので、当該事業所での加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

申立期間②について、医療法人社団A会での厚生年金保険の資格喪失日が平成14年4月1日となっているが、これは16年4月に事業主からさかのぼって厚生年金保険の被保険者資格を喪失させると言われ処理されたものであって、納得できるものではない。申立期間について給料支払明細書

で厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が平成 21 年 11 月 11 日まで、医療法人社団 A 会に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、当初、平成 5 年 1 月 1 日に医療法人社団 A 会において、厚生年金保険の被保険者資格を取得し、14 年 9 月 1 日に喪失後、同年 10 月 1 日に再び被保険者資格取得と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成 14 年 4 月 1 日）の後の 16 年 4 月 19 日付けで、被保険者資格を 14 年 4 月 1 日にさかのぼって喪失されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、医療法人社団 A 会が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 14 年 4 月 1 日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している申立人以外の者について、同日以降の加入記録を 14 年 4 月 1 日までさかのぼって喪失されている者が複数存在していることが確認できる。

しかしながら、当該訂正処理前の記録から、医療法人社団 A 会が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日において、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について平成 14 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該取消処理等に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の医療法人社団 A 会に係る最初の資格喪失日は同年 9 月 1 日、2 回目の資格取得日は同年 10 月 1 日であると認められ、さらに遡及訂正処理が 16 年 4 月 19 日に行われていることから、2 回目の資格喪失日は同年 4 月 1 日であると認められる。

また、全喪処理がなされる前のオンライン記録の標準報酬月額から、申立期間②のうち、平成 14 年 4 月から同年 8 月まで及び同年 10 月から 15 年 8 月までの期間の標準報酬月額は 41 万円、15 年 9 月から 16 年 3 月までの期間の標準報酬月額は 62 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②のうち、平成 14 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、前述の雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給料支払明細書において、14 年 9 月の厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、申立人は当該期間において医療法人社団 A 会に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給料支払明細書の報酬月額から、平成14年9月の標準報酬月額は24万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所（当時）の遡及全喪処理<sup>そきゅう</sup>がなされる前の当該期間に係るオンライン記録によると、平成14年9月1日資格喪失、同年10月1日資格取得とされていることから、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る14年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間①については、雇用保険の加入記録は確認できず、株式会社Cの申立期間当時の事務担当者によると、「申立人は、勤務期間までは覚えていないが勤務していた。専門学校に入るということで、会社を辞めたと思う。」と回答しているところ、会社を辞めた経緯について申立人も同様の理由を述べていることから、申立人が同社において勤務していたことは認められるものの、勤務期間を特定できる証言は得られなかった。

また、株式会社Cは平成8年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役は人事記録等の資料は廃棄しているため確認できないと回答していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年1月1日から12年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を10年1月及び同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月から12年7月までの期間は36万円、同年8月から同年11月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から12年12月1日まで

A有限会社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が相違している。当時の給料支払明細書（平成10年1月分から12年11月分まで）があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあったA有限会社における申立期間に係る給料支払明細書によると、申立人は、申立期間のうち、平成10年1月から12年11月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準報酬月額については、A有限会社に係る給料支払明細

書から、申立期間のうち、平成10年1月及び同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月から12年7月までの期間は36万円、12年8月から同年11月までの期間は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、平成10年1月から12年11月までの長期間において一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成9年9月から同年12月までの期間については、申立人から提出のあった給料支払明細書により当該期間において、申立人に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を控除されていたことは確認できるものの、当該給料支払明細書に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額の記録と同額であることが確認できることから、特例法によるあつせんの対象にならないため、記録訂正を行うことはできない。

## 旭川国民年金 事案526

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年6月までの期間、平成8年4月から9年10月までの期間、12年4月から同年11月までの期間及び13年4月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月から62年6月まで  
② 平成8年4月から9年10月まで  
③ 平成12年4月から同年11月まで  
④ 平成13年4月から14年3月まで

国民年金保険料納付の免除申請手続は、申立期間①は母親が、申立期間②から④までは妻がA市役所で行っていた。

時期は不明であるが、A市から電話で国民年金保険料を納付するように連絡があった際に、同市役所で保険料納付の免除申請手続をしていたと聞いているので、すべての申立期間の保険料納付が免除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人の母親が国民年金保険料納付の免除申請手続をしていたと主張しているが、申立人は保険料納付の免除申請手続に直接関与していない上、保険料の免除申請手続を行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間①当時の状況を確認することができない。

また、オンライン記録及びA市の個人別台帳では、申立期間①は国民年金保険料納付を免除されていた記録が無く、申立期間①前後の保険料は納付済みとなっている上、申立人は、「その時期は記憶が曖昧であり、はっきりしない。」と供述しており、申立期間①当時における申立人世帯の所得が確認できないことから、申立人の母親が保険料納付の免除申請手続を

行っていたとしても、申立人の保険料納付の免除について承認されていたかは不明である。

さらに、申立期間②、③及び④については、申立人は、申立人の妻が国民年金保険料納付の免除申請手続きをしていたと主張しており、妻は、A市役所で夫婦二人分の保険料納付の免除申請手続きを行ったと述べているが、オンライン記録から、妻の当該期間は、保険料の納付済期間又は未納期間となっており、保険料納付を免除されていた記録は確認できないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人の母親及び妻が、すべての申立期間の国民年金保険料納付の免除申請手続きをしていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。



## 旭川国民年金 事案527（事案305の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から40年3月まで

平成21年3月5日付けで、年金記録確認旭川地方第三者委員会から、申立期間については訂正不要との通知を受け取った後に、10年12月22日に義理の兄に18万円を返したことを示す振込金受取書が見つかった。

申立期間の国民年金保険料を納付するために、義理の兄から18万円を借りたが、振込金受取書に記載された義理の兄の氏名と金額から、義理の兄から保険料を納付するためにお金を借りたことが確認できるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の妻が未納であった夫婦の国民年金保険料を納付したと主張しているが、納付時期及び納付期間が不明であること、申立人夫婦が納付したとする納付金額と実際に納付した場合の納付金額が相違していること等から、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

当初の決定後に、申立人から、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、依頼人が申立人、受取人が申立人の義理の兄、金額が18万円と記載された平成10年12月22日付けの振込金受取書が提出されており、振込金受取書に記載された義理の兄の氏名と金額から、保険料を納付するためにお金を借りたことが確認できると主張しているが、当該振込金受取書からは、申立期間の保険料が納付されたことまでは確認できない上、申立人は、お金を借りたとする義理の兄の所在について、「亡くなったと聞いている。」と述べており、義理の兄の所在は確認できないことから、当時の納付状況を確認することはできない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川国民年金 事案528（事案306の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から40年3月まで

平成21年3月5日付けで、年金記録確認旭川地方第三者委員会から、申立期間については訂正不要との通知を受け取った後に、10年12月22日に兄に18万円を返したことを示す振込金受取書が見つかった。

申立期間の国民年金保険料を納付するために、兄から18万円を借りたが、振込金受取書に記載された兄の氏名と金額から、兄から保険料を納付するためにお金を借りたことが確認できるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が未納であった夫婦の国民年金保険料を納付したと主張しているが、納付時期及び納付期間が不明であること、申立人夫婦が納付したとする納付金額と実際に納付した場合の納付金額が相違していること等から、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

当初の決定後に、申立人から、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、依頼人が申立人の夫、受取人が申立人の兄、金額が18万円と記載された平成10年12月22日付けの振込金受取書が提出されており、振込金受取書に記載された兄の氏名と金額から、保険料を納付するためにお金を借りたことが確認できると主張しているが、当該振込金受取書からは、申立期間の保険料が納付されたことまでは確認できない上、申立人の夫は、お金を借りたとする兄の所在について、「亡くなったと聞いている。」と述べており、兄の所在が確認できないことから、当時の納付状況を確認することはできない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川国民年金 事案529

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から58年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から58年3月まで

私は、A株式会社を退職後、申立期間を含めた昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料を納付した。その後、57年9月から株式会社Bに勤務し、厚生年金保険に加入した。

厚生年金保険と重複した国民年金保険料を還付された記憶は無いので、申立期間の保険料を還付してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するC市が発行した昭和57年度国民年金保険料の領収書から、申立人が申立期間を含む昭和57年4月から58年3月までの保険料を57年6月5日に納付していることが確認できる。

しかしながら、還付整理簿及び国民年金被保険者台帳から、申立期間の国民年金保険料は、昭和57年12月1日付けで還付決定の後、同年12月10日付けで還付金が支払われていることが確認できる上、還付期間、還付金額など記載内容に不自然な点は見られない。

また、オンライン記録から、申立人は、昭和57年9月20日付けで国民年金被保険者資格を喪失しているとともに、同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人に対する申立期間の国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 旭川国民年金 事案530

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月

平成4年3月末に勤めていた会社を退社してから、間もなく国民年金に加入し、申立期間を含む就職するまでの国民年金保険料は、就職先の面接時及び同年6月から勤務した仕事の引継ぎを受けた際にA市B区役所の窓口で納付した。

領収書は廃棄してしまい、資料は無いが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む就職するまでの国民年金保険料は、就職先の面接時及び平成4年6月から勤務した仕事の引継ぎを受けた際に、A市B区役所の窓口で納付したと主張しているが、申立人が申立期間当時に住んでいたA市の国民年金被保険者名簿から、申立期間は国民年金の未加入期間である上、同年4月分の保険料は同年8月21日に納付されていることが確認でき、申立人の主張する納付時期とは異なる。

また、オンライン記録から、申立人の国民年金被保険者資格の喪失年月日は、平成4年5月1日であったところ、9年3月26日付けで4年6月1日に資格記録の訂正が行われていることが確認でき、申立期間については、国民年金の未加入期間から未納期間となったが、過誤納記録及び還付記録も無い上、当該資格記録が訂正された時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 10 日から同年 5 月 29 日まで  
② 昭和 50 年 7 月 1 日から同年 12 月 4 日まで  
③ 昭和 51 年 7 月 1 日から同年 11 月 27 日まで

申立期間について、私が所持している船員手帳に記載されているとおり就労していることから、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳において、A丸に昭和 50 年 4 月 10 日、甲板員として雇い入れられた旨の記載が確認できるところ、申立期間に船員保険の加入記録が確認できる者で、A丸に乗船していたことが確認できた 3 人のうち、連絡の取れた二人は申立人を記憶しておらず、同船の船長は既に亡くなっていることから申立人の勤務実態や船員保険の適用状況等について証言等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、船員手帳によると雇入年月日は昭和 50 年 7 月 1 日、雇止年月日は同年 12 月 4 日と記載されており、当該期間は、A丸の甲板員として雇い入れられた旨の記載があるものの、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において当該期間に船員保険の加入記録が確認できた者で、申立人を記憶している者はいない。

また、証言を得られた者はすべて別の船に乗っていた旨を回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態や船員保険の適用状況等について、確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認でき



る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、船員手帳によると雇入年月日は昭和 51 年 7 月 1 日、雇  
止年月日は同年 11 月 27 日と記載されており、当該期間はA丸の甲板長として  
雇い入れられた旨の記載があるものの、当該船舶所有者に係る船員保険被保険  
者名簿で当該期間に船員保険の加入記録が確認できた者のうち、同船に機関長  
として乗船していた者からは申立人を記憶していない旨の回答を得ている。

また、申立期間③で船員手帳に記載のある船長は船舶所有者であるが、申立  
期間に船員保険の加入記録が確認できない上、居所不明であり証言は得られな  
いことから、申立人の当該期間に係る勤務実態や船員保険の適用状況等につい  
て、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について確認でき  
る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間のすべてについて、申立人が船員保険料を事業主（船舶所  
有者）により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は  
無い上、申立人と同じ事業所で2回一緒に勤務したとする同僚にも、船員手帳  
に雇入、雇止年月日が記載されているにもかかわらず、船員保険の加入記録が  
存在しない期間があることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申  
立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を事業主に  
より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで  
昭和 47 年 4 月 1 日にA組合に入社し、54 年 9 月 30 日まで働いて退職し、翌日（昭和 54 年 10 月 1 日）から次の職場に出勤したことを覚えている。給与明細書などは残っていないが、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 9 月 30 日（日曜日）も勤務していたと主張しているところ、同僚の一人は、「所用のため会社に出勤した際に、申立人が退職に係る整理のため日曜日に会社に来ていた記憶がある。」と証言しているほか、申立期間に申立人が勤務していたことをうかがわせる証言等は得られていないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、申立人から提出された退職所得の源泉徴収票に記載されている退職年月日、及び雇用保険加入記録の離職日はいずれも昭和 54 年 9 月 29 日となっている上、B厚生年金基金が保管する申立人の加入記録においても「昭和 47 年 4 月 1 日資格取得から、54 年 9 月 30 日資格喪失まで」とされていることから、A組合では申立人の退職日を 54 年 9 月 29 日として届け出たことが確認できる。

さらに、当時の総務担当者は、職員の退職日については、「退職届に本人が記入した退職日。」と回答しているところ、複数の同僚からは厚生年金保険被保険者資格喪失日は、退職届に記入した退職日の翌日となっている旨の回答を得ている。

加えて、申立人は給与から申立期間の厚生年金保険料を控除されたことを確認できる資料等を所持しておらず、A組合は平成 14 年 7 月 8 日に解散しており、清算人は、「当時の給料台帳や関連資料等は残っていない。」と回答していることから、厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月24日から41年10月1日まで  
② 昭和44年7月1日から同年11月1日まで  
③ 昭和45年6月1日から49年7月1日まで

申立期間①について、昭和36年6月にA株式会社（昭和43年12月以前はB株式会社、51年3月以前はC株式会社）D支店に入社し、40年11月24日に本社に転勤した。国（厚生労働省）の記録では、支店から本社へ転勤した際の標準報酬月額が下がっているのでおかしいと考えている。

申立期間②及び申立期間③について、標準報酬月額の記録は、健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている金額と相違しており、何かの操作をされたのではないかと考えている。また、在職中に給与が下がったことは無かったのに、昭和45年10月の標準報酬月額が下がっている。46年に係長、47年に課長に昇進したのだから給与が上がらないはずはないが、47年の標準報酬月額の記録が46年と同額であるのもおかしい。給与は毎年上がっていたと記憶しているので、48年及び49年の記録も違っていると思う。

当時の給与明細書などは無く、給与額や厚生年金保険料の控除額を記憶していないが、調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA株式会社D支店から本社へ異動になったので、標準報酬月額が下がるはずはないと主張している。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同様に、昭和40年10月5日に一人、41年3月1日に別の一人が支店から本社への異動に伴い標準報酬月額が下がっていることが確認でき、このほか申立人の主張を裏付ける証言等は得られなかった。

申立期間②について、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和44年7月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額が6万4,000円と記載されており、オンライン記録の標準報酬月額6万円と相違していることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第20条により標準報酬月額の等級区分は定められており、当該申立期間に係る最高等級は23等級6万円（報酬月額5万8,000円以上が該当）であることが確認できる。E年金事務所は、「標準報酬月額の改定に対応するため、最高等級に該当する者については、標準報酬月額を記録せずに事業所から届け出られた実報酬月額を記録している。当時も同様の取扱いをしていたと思われる。」と回答しており、このほか申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録に不適切な事務処理があったことをうかがわせる資料等は得られなかった。

申立期間③について、当該期間に係る標準報酬月額の当該期間に係る最高等級は28等級10万円（報酬月額9万5,000円以上が該当）とされているところ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和45年6月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は9万8,000円と記載されており、オンライン記録の標準報酬月額10万円と相違していることが確認できる。

しかしながら、前述のE年金事務所の回答から、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、標準報酬月額の最高等級10万円ではなく、実報酬月額9万8,000円が記録されたものと認められ、このほか申立人に係る社会保険事務所の記録に不適切な事務処理があったことをうかがわせる資料等は得られなかった。

また、オンライン記録によると、申立事業所における申立人の標準報酬月額は、昭和45年6月から同年9月までは10万円、同年10月から46年9月までは8万6,000円、同年10月から48年9月までは9万2,000円、同年10月から49年6月までは9万8,000円とされているところ、申立人は在職中に給与が下がったことは無く、47年に課長に昇進した際にも給与は上がったと記憶している。46年と47年の標準報酬月額は同額ではなく、48年及び49年についても、標準報酬月額は国（厚生労働省）の記録より高額であった旨を主張している。

しかしながら、昭和36年から57年までの期間に、申立事業所において厚生年金保険の加入記録のある者のうち45人について標準報酬月額の推移を調査したところ、支店から本社への異動時以外の時期において標準報酬月額が減額されている者が多数確認でき、このうち9人は申立人と同様に45年10月に減額されている記録となっている。

また、前述の45人のうち23人について、標準報酬月額が2年間続けて同額である記録が確認できる。複数の同僚は、「給与は、勤務態度や実績によって査定されて決められた。」旨証言しており、申立事業所では、給与は、毎年定期的に昇給する取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、申立事業所の継承事業所であるF株式会社から提出のあった人事カードによると、申立人が課長に昇進したのは昭和48年1月20日であり、オンライン記録において同年10月1日の定時決定の際に標準報酬月額が9万2,000円から9万8,000円に改定されていることが確認できるものの、同僚からは、「当時、課長になった人が、課長になると役職手当が付くが、残業手当が無くなるので給与はあまり変わらないと言っていた。」との証言を得ている上、複数の同僚から課長職であったと記憶されている8人に係る標準報酬月額の推移からも、課長となった時期を特定できるような標準報酬月額の改定の記録は見られず、これら8人と比較しても、申立人の標準報酬月額が低額であるとは考え難い。

加えて、商業登記簿謄本によれば、申立事業所は昭和57年1月に合併により解散している上、現在の継承事業所は、「人事カードは残っているものの、合併や営業譲渡が何度もあったため、当時の給料台帳や関連書類は残っていない。」と回答しており、このほか申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がすべての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 11 日から 49 年 1 月 17 日まで

株式会社Aに勤務していたが、申立期間当時、生活が大変だったので、事務担当者に厚生年金保険料を引かないでほしいと頼んだところ、三点セット（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）だから駄目だと断られ、給与から引かれていたことを覚えている。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに昭和 45 年 4 月 1 日から 49 年 1 月 17 日まで勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたのに、申立期間について厚生年金保険の加入期間となっていないのは納得できないと主張しているところ、雇用保険の加入記録は 45 年 3 月 26 日取得から同年 5 月 29 日離職までとなっているほか、申立人が記憶している当時の支配人及び同僚二人のうち、支配人及び同僚一人は既に死亡しており、残りの同僚一人についても申立期間中に厚生年金保険の加入記録のある同僚の中には該当する者がおらず特定できないことから証言等を得られない上、このほかの同僚に照会したが、回答のあった 5 人全員が申立人のことを記憶していないことから、申立期間に係る実際の勤務期間及び勤務実態を確認できる証言等は得られなかった。

また、申立人は、「株式会社Aでは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険はセットだったので、厚生年金保険の控除をやめてもらえなかった。」と述べているが、厚生年金保険の加入記録（昭和 45 年 4 月 1 日取得から同年 7 月 11 日喪失まで）と雇用保険の加入記録とは一致していないことから、申立期間当時、株式会社Aでは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を必ず同時に加入

させていたとは考え難いほか、申立人は勤務時間について、「夕方5時から夜の11時までだった。」と述べており勤務時間は、6時間若しくは6時間未満であったことがうかがえる上、申立人が雇用保険の資格を喪失していることから、申立人は同社に在職中に雇用保険及び厚生年金保険に加入する取扱いではなくなったものと考えられる。

さらに、株式会社Aは昭和62年6月1日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は居所不明のため申立内容を確認できる人事記録等の資料及び証言等を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月1日から58年1月1日まで  
株式会社Aには、昭和53年からアルバイトとして勤務していたが、申立期間は正社員として勤務していた。雇用保険の加入記録（昭和54年6月1日取得から57年12月31日離職まで）からも、勤務していたことは明らかである。  
申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和54年6月1日取得から57年12月31日離職まで）、B国民健康保険組合からの申立人の同国民健康保険組合の加入期間に係る回答（昭和54年5月1日取得から58年1月1日喪失まで）及び同僚の証言から、申立人は、申立期間において株式会社Aに正社員（現場代理人）として勤務していたことが認められる。

しかしながら、株式会社Aの代表取締役（当時は取締役）は、「昭和51年ころにB国民健康保険組合に加入したが、昭和50年代後半に実施された同国民健康保険組合の定期調査において、組合員については厚生年金保険とセットで加入させるよう指導を受け、それまで未加入だった人を厚生年金保険に加入させたものと思う。」と述べているところ、同国民健康保険組合の回答では、同社が同国民健康保険組合に加入したのは昭和52年4月1日であることが確認できるものの、52年及び53年に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は一人も確認できず、54年に資格取得している者は一人、58年1月1日に資格取得している者は5人確認でき、その後については雇用保険と同日に厚生年金保険に加入している状況を踏まえると、同国民健康保険組合から指導があったのは57年12月ころであったと考えられる。

また、昭和58年1月1日以前に厚生年金保険と雇用保険の両方に加入してい

ることが確認できた8人のうち、申立人と同職種（現場代理人）の者4人は、いずれも厚生年金保険と雇用保険の取得日が一致していない上、最長で雇用保険の資格取得日から2年9か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できることを踏まえると、申立期間当時、株式会社Aでは、現場代理人は、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、複数の同僚から、申立期間当時の正社員は8人から16人だったとの回答を得られたところ、厚生年金保険の被保険者数は9人から11人であることから、正社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる上、雇用保険と厚生年金保険の加入日が一致していない同僚からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において厚生年金保険料を控除されていた旨の回答は得られておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年1月1日から19年10月1日まで  
② 昭和21年10月1日から23年10月1日まで

夫が会社からもらった昭和9年3月以降の異動関係通知書を保管している  
ので、労働者年金保険の発足時には勤務していたことが確認できる。厚生年  
金保険被保険者資格喪失日も21年10月1日になっているが、23年秋までは  
働いていたはずなので厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほし  
い。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求め  
て行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管していたA株式会社（その後、B株式会  
社。現在は、C株式会社）が作成した異動関係通知書の内容から、申立人は、  
昭和11年6月1日から同社D事業所で勤務していたことは確認できるが、労働  
者年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明  
細書等の資料は無い。

また、A株式会社D事業所は既に適用事業所ではなくなっていることから、  
申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認するこ  
とができない上、C株式会社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記  
載されている申立人の被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者台帳の  
記録と一致する。

さらに、申立人の妻は申立人は昭和17年1月1日から労働者年金の被保険者  
であったと申し立てているが、申立人の職種について確認できる資料や証言は  
無いことから、現業労働者のみが加入できる制度である労働者年金保険の被保

険者であったことを確認することはできない。

加えて、厚生年金保険法が施行されたのは昭和19年6月1日であるが、同年6月1日から同年9月30日までの間は事務手続の準備期間であったため、保険給付及び費用の負担に関しては、被保険者期間に算入しない取扱いとされている。

一方、申立期間②について、申立人の妻は、申立人が昭和23年秋まで働いていた記憶があるとしているが、厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、B株式会社E事業所は既に適用事業所ではなくなっていることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、C株式会社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者の資格取得日と、同社で保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日は厚生年金保険被保険者台帳の記録と一致している。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。